

海南市庁舎跡地活用基本方針 (概要版)

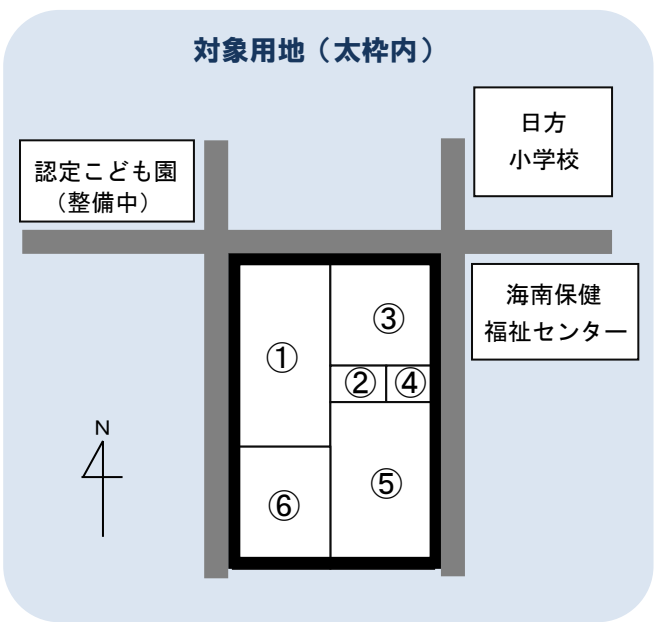
平成 28 年 3 月

1. はじめに

市庁舎の移転に向けた取り組みを進める中で、学識経験者や各種団体の代表者等により、市庁舎のあり方について検討が行われた「海南市庁舎検討懇話会」からは、「庁舎移転により市民の利便性及び賑わいの低下を招かないよう、支所機能を含め、現市庁舎跡地の有効活用が必須である。」との意見集約が行われています。このような意見や、今後のまちづくりを進めるうえでの、跡地活用の重要性を十分に踏まえ、市庁舎跡地に、従来から要望の多い図書館機能や、公園など、誰もが集い、憩える機能を備えた市民交流施設を整備するため、本施設の整備方針等を示す「海南市庁舎跡地活用基本方針」を策定しました。

2. 庁舎跡地の概況

(1) 対象用地



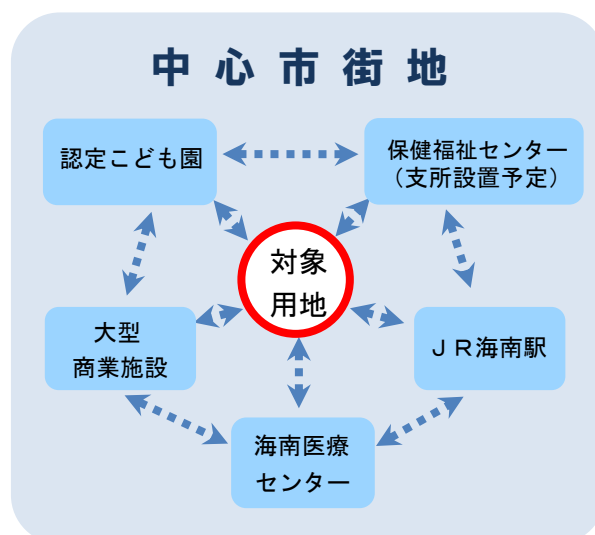
施設名等	敷地面積
①市庁舎（本館・南別館）	3,276.86 m ²
②市庁舎（東別館）	578.18 m ²
③市役所東駐車場	1,860.18 m ²
④児童図書館	243.89 m ²
⑤燦々公園	3,018.00 m ²
⑥ながみね農業協同組合所有地	1,655.51 m ²
合計	10,632.62 m ²

(2) 立地特性

- ① 本市の中心市街地内に位置しています。
- ② 周辺には、海南医療センターや大型商業施設など、多くの市民が利用する施設が立地しています。
- ③ 対象用地は、周辺の公共施設等の中心に位置しており、周辺の公共施設等とのハブ機能を担う条件を満たしています。

※ハブ機能

ハブとは中枢・中核拠点を意味し、ハブ機能とは、周辺施設とのネットワークにおける中核拠点のこと。



3. 活用方針

(1) 基本理念・整備方針

基本理念 市民が集い、にぎわう 交流拠点の創出

整備方針

1. 世代や性別を問わず、誰もが利用できる施設

本施設を直接訪れる人に加え、近隣施設との相乗的なにぎわいづくりが可能となるよう、世代や性別を問わず、誰もが利用できる施設の整備を目指します。

2. 一人でも、みんなでも、利用価値を見出せる施設

団体やグループによる利用、子どもたちによる利用、家族による利用など、様々な利用形態を想定し、訪れやすく、訪れたくなる施設の整備を目指します。

3. 長時間にわたり、滞在することのできる施設

にぎわい創出へとつなげるため、より長時間にわたり、本施設を利用してもらえそうな機能について検討します。

(2) 整備内容

①図書館機能

市民交流施設を、世代や性別を問わず、誰もが利用できる施設とするため、以前から設置を求める声が多かった図書館機能を、本施設の中心機能とします。

また、市民交流施設内では、図書の閲覧・貸出サービスやレファレンスサービスといった、図書館が行う基本的なサービスの提供を想定していますが、下津図書館との連携や、県立図書館との機能分化を図る中で、最大の目的である“にぎわいの創出”を実現するため、児童書の充実による親子の利用増加を目指すとともに、飲食しながらの読書や、利用者同士の会話を楽しむことができるなど、従来の図書館のイメージにとらわれない整備を目指します。

②市民活動・生涯学習活動の支援機能

市民活動・生涯学習活動を支援するため、各種教室やサークル活動が可能となる会議室や、談話スペース、ギャラリースペースを整備します。

また、老朽化が進む市民会館を解体することから、新たに整備する市民交流施設内に、舞台等のホール機能を有した多目的室を設置することとします。

③子育て支援機能

隣接地に整備中の認定こども園や子育て支援センターとの連携、あるいは、ファミリーサポートセンターを近隣に配置し、連携を図るなど、周辺一帯で、若い世代の子育てを支えられるよう、検討を進めます。

また、親子で一緒に遊び、学び、楽しむことのできる施設・機能、あるいは、子どもが保護者の手を離れ、それぞれが楽しむことのできる施設・機能など、子育ての負担軽減や子育て支援につながる機能を設置することとします。

④飲食スペース

市民の憩いの場として、くつろぎの空間を提供するには、カフェやレストランなど、飲食スペースの設置が効果的です。また、施設利用者の長時間滞在につながり、にぎわい創出の観点からも効果が期待できることから、カフェ等を設置します。

⑤広場

来訪者の安らぎの場、あるいは子ども達の遊びの場として、広場を整備します。

(3) 想定事業費

想定事業費 約30億円

想定事業費は、施設そのものの整備費用のみで、現市庁舎など、既存施設の解体費用は含まれていません。また、想定事業費は概算額であり、今後、具体的な整備内容などを検討する中で、改めて整備費用を算定します。なお、事業実施にあたっては、国の補助金を活用し、市の財政負担の軽減に努めます。

(4) スケジュール

本事業は、以下のとおり、平成 31 年度中の完了を想定しています。

ただし、本事業は、市庁舎の移転整備との関係もあることから、スケジュールは、現時点での想定であり、今後、具体的な取り組みを進める中で、変更される場合があります。

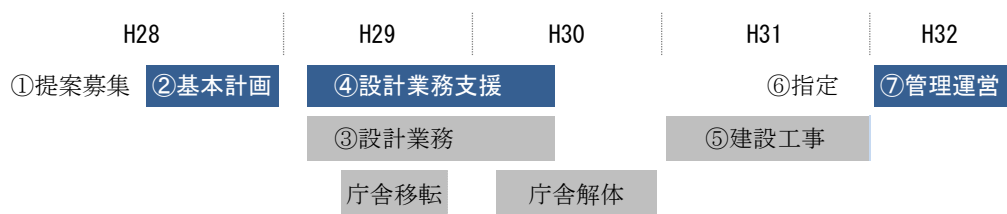
年度	内容	関連事業
平成 28 年度	基本計画策定	
平成 29 年度	基本・実施設計	日方支所整備
平成 30 年度	基本・実施設計	現市庁舎・児童図書館解体撤去
平成 31 年度	建設工事	

※市民交流施設整備完了後、できるだけ速やかに市民会館を解体撤去

(5) 事業手法

施設整備後の運営が、本施設に期待される“にぎわい創出”の効果に大きく影響することから、施設完成後の運営を効果的に行う方法として、次の手続きにより、進めることを想定しています。

- ①本方針を具体化するにあたり、民間事業者が持つノウハウを最大限に活用するため、民間事業者の提案を募集します。
- ②提案等を審査し、民間事業者を選定したうえで、選定された事業者（以下「基本計画策定事業者」という。）とともに、基本計画を策定します。
- ③基本・実施設計業務を行います。
- ④基本・実施設計に際し、基本計画策定事業者は、施設の運営を見据える中で、市とともに、設計業務に携わるものとします。
- ⑤建設工事を行います。
- ⑥指定管理者選定委員会による審査及び市議会での議決を経て、基本計画策定事業者を指定管理者として指定します。
- ⑦基本計画策定事業者（＝指定管理者）による施設の管理運営を開始します。



※同一事業者が 白字 部分を行うことを想定しています。